

愛知県社会福祉審議会規程一部改正新旧対照表

新	旧																										
第1条から第2条 略	第1条から第2条 略																										
第3条 略 2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。	第3条 略 2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。																										
第4条から第11条 略	第4条から第11条 略																										
附 則 <p>この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。 (中略) この規定は、令和6年4月1日から施行する。 <u>この規定は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>	附 則 <p>この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。 (中略) この規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>																										
別表1	別表1																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">名 称</th> <th style="text-align: center; width: 85%;">調 査 審 議 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里親審査部会</td><td>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。</td></tr> <tr> <td>児童措置審査部会</td><td>(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める<u>県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（通所児童虐待等審査部会の所管を除く。）</u>に関すること。</td></tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園審査部会</td><td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。</td></tr> <tr> <td>保育所審査部会</td><td>児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。</td></tr> <tr> <td>入所児童等意見審査部会</td><td>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</td></tr> <tr> <td>通所児童虐待等審査部会</td><td>(1) 児童福祉法に定める<u>県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館及び認可外保育施設に限る。）</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める入園児虐待に関すること。 (2) 児童福祉法により調査審議が必要とされる保育士の再登録に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	名 称	調 査 審 議 事 項	里親審査部会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。	児童措置審査部会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める <u>県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（通所児童虐待等審査部会の所管を除く。）</u> に関すること。	幼保連携型認定こども園審査部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。	保育所審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。	入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。	通所児童虐待等審査部会	(1) 児童福祉法に定める <u>県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館及び認可外保育施設に限る。）</u> 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める入園児虐待に関すること。 (2) 児童福祉法により調査審議が必要とされる保育士の再登録に関すること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">名 称</th> <th style="text-align: center; width: 85%;">調 査 審 議 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里親審査部会</td><td>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。</td></tr> <tr> <td>児童措置審査部会</td><td>(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。</td></tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園審査部会</td><td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。</td></tr> <tr> <td>保育所審査部会</td><td>児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。</td></tr> <tr> <td>入所児童等意見審査部会</td><td>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	名 称	調 査 審 議 事 項	里親審査部会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。	児童措置審査部会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。	幼保連携型認定こども園審査部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。	保育所審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。	入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。
名 称	調 査 審 議 事 項																										
里親審査部会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。																										
児童措置審査部会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める <u>県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（通所児童虐待等審査部会の所管を除く。）</u> に関すること。																										
幼保連携型認定こども園審査部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。																										
保育所審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。																										
入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。																										
通所児童虐待等審査部会	(1) 児童福祉法に定める <u>県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館及び認可外保育施設に限る。）</u> 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める入園児虐待に関すること。 (2) 児童福祉法により調査審議が必要とされる保育士の再登録に関すること。																										
名 称	調 査 審 議 事 項																										
里親審査部会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。																										
児童措置審査部会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。																										
幼保連携型認定こども園審査部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。																										
保育所審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。																										
入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。																										